

- ・主たる事務所の所在地を管轄する土木事務所又は西臼杵支庁に正本1通、副本1通の合計2通提出してください（別途届出者控え1通。業界団体提出分がある場合はそちらも持参）。副本は証明書類・写真を含め、コピーで可（モノクロ可）。
- ・以下の書類のほか、審査の上で別に書類の提出等が必要となる場合があります。（法人、個人の別や役員の役名の変更等で、以下に該当しない場合もあります）

○宮崎県知事免許 (宅地建物取引業者 名簿登載事項変更届出・従業者異動届出等) 書類一覧・順序

書類提出前に、この「書類一覧・順序」で必要書類の漏れがないか御確認ください。
履歴事項全部証明書のホッチキス等すべて外し、ダブルクリップ等でとめて御提出ください。
↓この順序で該当書類のみ御提出ください。

順序	変更内容 書類の名称	商号 又は名称	代表者		役員等 (代表除く)		主たる 事務所 所在地	政令 使用人		専任の 宅地建物 取引士		従たる 事務所			従業者			記入 例 頁	備考 頁				
			交代 (個人業者は不可)	氏名	就任 (役職変更含む)	退任 (役職変更含む)		氏名	就任	退任	氏名	就任	退任	氏名	設置	所在地	廃止			入社・他部門から異動	退社・他部門へ異動	事務所間異動	職務内容変更
1	遅延理由説明書																				別途		
	【様式第三号の四】宅地建物取引業者 名簿登載事項変更届出書																						
2	(第一面) 商号、代表者に関する事項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	7
3	(第二面) 役員に関する事項			○	○	○																2	8
4	(第三面) 事務所等に関する事項						○	○	○				○	○	○							3,5	9
5	(第四面) 専任の宅地建物取引士に関する事項									○	○	○	○	○	○							4,6	
6	添付書類(2)誓約書	○		○				○														10	
7	添付書類(3)専任の宅地建物取引士設置証明書									○	○											11	
8	専任の宅地建物取引士に係る宅地建物取引士証の写し									○												12	
9	添付書類(5)事務所を使用する権原に関する書面						○					○	○									13	
10	事務所の賃貸借契約書又は使用貸借契約書、(転借)事務所使用承諾の書面、(共同住宅)管理規約・使用承諾書 の写し等						*5					*5	*5										
11	添付書類(6)略歴書		○	○				○														14-16	
12	申立書									*10													
13	(様式第7号)従業者異動届出書	○	○	*1	*1	*1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	17	
14	従業者証明書の写し	○	○	*1	*1			*2	○	*2	○						○	○	○	○		18	
15	添付書類(9)身分証明書	○	○					○		○												19	
16	添付書類(10)登記されていないことの証明書	○	○					○		○												20	
17	添付書類(11)事務所付近の地図						○					○	○									21	
18	事務所の平面図又は間取図						○					○	○									22, 23	
19	添付書類(12)事務所の写真	*6	*7	*7			○			*8	*7	*7	○	○	○							24-26	
20	添付書類(15)登記事項証明書(履歴事項全部証明書。法人業者)	○	○	○	○	○	○					*11	*11	*11								27	
21	【様式第八号の二】従業者名簿の写し									○	○											28-30	
22	戸籍抄本		○		○					○		*9											

○別途提出

	【様式第三号の二】宅地建物取引業者免許証 書換え交付申請書	○	○	○			○															別途	
	宅地建物取引業者免許証	○	○	○			○																
	【様式第七号】宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書		*4	*3	*4	*4	*3		*4	*4	*3	*4	*4	○			*4	*3	*3		*3	別途	

- *1 従業者を兼ねている場合(役職変更の場合は、かつ職務内容が変更になった場合)
 - *2 元々当該業者で宅建業に従事していたが就任前後で従事する事務所が異なる場合又は元々当該業者で宅建業に従事していなかった場合
 - *3 宅地建物取引士である場合
 - *4 宅地建物取引士であり、就退任前後の従事先(商号又は名称)が異なる場合
 - *5 賃貸借又は使用貸借、転借、共同住宅の一部にある場合
 - 事務所の写真 *6…②④、*7…④、*8…④⑤、○は①～⑤全て
 - ①建物外部全体、②事務所の出入口、③事務所内部の写真、
 - ④業者票(設置、所在地移転の場合はプラス報酬額表)、⑤専任の宅地建物取引士
 - *9 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書を提出している場合、その写しでも可
 - *10 専任の宅地建物取引士が同一事業体内で兼業している場合等
 - *11 「営業所」扱いで登記していない場合を除く。
- ↓宅建業に従事するようになった
↓宅建業に従事するようになった
↓宅建業に従事するようになった
↓宅建業に従事するようになった

◆留意事項

- ・事務所について、地番表記が変わらなくても建物を建て替える(た)場合等又は電話番号が変更になる(った)場合は御連絡ください。変更届出に進じた処理が必要です。
- ・用紙は日本工業規格A4に統一(B5の賃貸借契約書等も拡大せずに原寸大でA4用紙に複写)。B4以上の賃貸借契約書、平面図又は間取図等のみA3で提出可(原寸大で複写)。片面印刷(賃貸借契約書等除く)。
- ・「遅延理由説明書」は、遅延理由説明及び今後の届出期限の遵守を誓約する旨の記載があるもので、記名押印があるもの。
- ・身分証明書、登記されていないことの証明書、登記事項証明書、戸籍抄本は、用紙に貼付せず、そのまま提出してください(受付日以前3月以内に発行されたもの)。